
■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第60回 「放置駐車違反で納付命令に従わないとどうなりますか？」

【質問】

駐車違反をした車両の所有者に科される放置違反金の未収金が55億円に達するというニュースを耳にしました。真面目に納付している人が浮かばれない徴収制度も疑問ですが、放置違反金を支払わないとどのようなデメリットがあるのでしょうか？

【回答】

駐車違反に対するペナルティーは、本来であれば、その車両を運転していた者に対して与えられるべきものです。

しかし、放置車両が存在していたとしても、誰が乗っていたのかわからない場合、運転者が自ら申告しなければ、違反点数の加算や反則金の支払いを求めなどの責任追及を十分に行えないことがあります。

その不都合を修正するため、平成16年に改正され、同18年から施行された道路交通法によって、運転者が分からない場合、車両の使用者（車検証等の車両登録上の使用者）に、放置違反金という行政制裁金の支払いをさせることになりました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2018/04/01/houritsu-60-houtiihan/>

■交通事故の裁判事例

今回は、バスを発進させた直後に席を移動していた高齢者が転倒して負傷した事故で、過失相殺が争われた事例を取り上げます。

『走行中に席を移動しようとした乗客の過失を30%認定』

【事故の状況】

平成25年5月28日午後6時5分ごろ、Aは路線バスを運転して東京都板橋区内の停留所でB（83歳・女性）を乗せました。

Bは、車内中ほどの優先席の前で立ち止まり、車外にいた子どもに向かって手を振っていましたが、バスが発進した後は目の前にある手すりにつかまっていた。

その後Bは、目の前にある優先座席に座らず、手を離して反対側にある座席に座ろうとしたところ、バランスを崩して転倒し右大腿骨転子部骨折の傷害を負いました。

Aは、Bが優先席に座らず手すりから手を離し、反対側の席に座ろうとしたために発生した事故であり、Bの過失は5割は下らないと主張しましたが、裁判所では次のように述べてBの過失を30%と認めました。

【裁判所の判断】

「Aは、路線バスでの高齢者の転倒事故を防止するため、発進前の着席確認が求められていたにもかかわらず、着席を確認しないままバスを発進したものであり、仮に着席確認を行ってからバスを発進させていれば事故は発生していなかった」

「バスを発進させたのは、Bが乗り込んでから約6秒後であったが、そのときはまだ手すりにつかまらずに立った状態であったから、着席確認をせずに発進させた行為は転倒事故につながる危険な行為であり、Aの過失は決して軽微であるとはいえない」

「他方、Bもバスが発進した後に手すりにつかまっていたものの、走行中に手を離して移動しようとしたらバランスを崩して転倒する危険があったにもかかわらず、目の前にある優先席に座らず自ら手すりから手を離して反対側に移動

しようとして転倒したのであるから、Bにも過失がある」

とし、双方の過失とBが83歳の高齢者であることを考慮し、Bの過失を3割と認定しました。

(東京地裁 平成28年5月20日判決)

■今日の朝礼話題

『見通しの良い交差点での見落としに注意』

障害物のない見通しの良い交差点でも「見落とし」がよく起こることはご存知ですか？

最近、見通しの良い交差点で、立て続けに出会い頭事故が発生しました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2018/04/17/tw-korijonkosu-gensyo/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【好評発売中】自己診断テスト「運転の注意カレベル診断」

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 500円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

安全運転は「認知・判断・操作」を適切に行うことで成り立っていますが、実際の運転場面ではさまざまな要因によって、安全運転に必要な注意力が低下

することがあります。

本テストでは、日頃の運転を振り返りながら48の質問に「ハイ」「イエ」で答えていただくことで、どのような要因で運転への注意力が低下するのかを知ることができます。

「車内にわき見をする危険度」「慣れた場所でぼんやりとする危険度」などご自身の具体的な運転の弱点に気づくことができますので、さらなる安全運転の継続にぜひご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/gd7kt3>

■ 【好評発売中】小冊子「知っていますか？安全管理の法律問題」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1,000円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

※著者 清水伸賢（弁護士）

事業所の業務を行うにあたり、自動車の存在は不可欠なものとなっていますが、同時に自動車の使用には様々なリスクが発生します。

本冊子では、安全管理について6つのテーマを取り上げ、従業員が業務中などに事故を起こした際に事業所が負うべき「運行供用者責任」「使用者責任」などの責任の解説や、経営者や管理者が知っておくべき法律の知識をわかりやすく説明しています。

事業所のみなさまの交通安全意識の高揚へとぜひお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/mn8nmZ>

■ 【おすすめ】教育用DVD「トラック運転者のための安全運転のポイント」

※仕様 DVD／カラー30分

※価格 37,000円+税（送料弊社負担）

※企画構成 シンク出版株式会社／大阪府トラック協会南大阪支部

本DVDは、トラックドライバー向けの教育用DVDです。

トラックに乗務するにあたっての責任の大きさから、運転の準備、運転中の具体的な注意ポイントまでをコンパクトにまとめました。

各項目は質問形式で構成されていますので、考えながら視聴することができ、安全運転のポイントを的確に理解していただくことができます。

事業所での視聴はもちろん、安全講習会においても、受講者の参加を促すツールとして活用することができます。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/voJXK8>

【ほか、多数の教育用DVDの取扱いがございます↓】

<https://goo.gl/QFMfVF>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成30年4月17日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

